

新旧対照表

※) 赤線部が変更箇所

ページ 番号	改正後 (平成27年4月版)	改正前 (平成26年3月版)
表紙	<p style="text-align: center;">愛媛県河川堤防等点検マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月 策定 平成27年4月 改正</p> <p style="text-align: center;">愛媛県土木部河川港湾局 河川課</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県河川堤防等点検マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成26年3月 _____</p> <p style="text-align: center;">1行追加 } 愛媛県土木部河川港湾局 河川課</p>

※ 参考資料番号又は図表番号のみが改正されたページの新旧対象表は省略。

ページ 番号	改正後 (平成27年4月版)	改正前 (平成26年3月版)
目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則…………… 1</p> <p> 1-1 目 的…………… 1</p> <p> 1-2 適用範囲…………… 2</p> <p> 1-3 点検の実施方針…………… 6</p> <p> 1-4 健全度の評価…………… 7</p> <p>第2章 点検方法…………… 8</p> <p> 2-1 堤防等河川管理施設の点検…………… 8</p> <p> 2-2 河道の点検…………… 11</p> <p>第3章 点検結果の記録及び活用…………… 12</p> <p> 3-1 点検結果の記録…………… 12</p> <p> 3-2 点検結果の活用…………… 13</p> <p>点検結果の記録表…………… 14</p> <p> (1) 河川堤防等点検結果総括表…………… 15</p> <p> (2) 河川堤防等点検モニタリング情報図…………… 16</p> <p> (3) 河川堤防等点検変状箇所調書…………… 17</p> <p> (4) 河道定点撮影調書…………… 18</p> <p>参考資料…………… 19</p> <p> 参考資料1 改正河川法の概要…………… 20</p> <p> 参考資料2 健全度評価基準…………… 23</p> <p> 参考資料3 点検における留意点…………… 35</p> <p> 参考資料4 樋門等構造物周辺の堤防の定点観測方法…………… 53</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則…………… 1</p> <p> 1-1 目 的…………… 1</p> <p> 1-2 適用範囲…………… 2</p> <p> 1-3 点検の実施方針…………… 6</p> <p> 1-4 健全度の評価…………… 7</p> <p>第2章 点検方法…………… 8</p> <p> 2-1 堤防等河川管理施設の点検…………… 8</p> <p> 2-2 河道の点検…………… 11</p> <p>第3章 点検結果の記録及び活用…………… 12</p> <p> 3-1 点検結果の記録…………… 12</p> <p> 3-2 点検結果の活用…………… 13</p> <p>点検結果の記録表…………… 14</p> <p> (1) 河川堤防等点検結果総括表…………… 15</p> <p> (2) 河川堤防等点検モニタリング図…………… 16</p> <p> (3) 河川堤防等点検変状箇所調書…………… 17</p> <p> (4) 河道定点撮影調書…………… 18</p> <p>参考資料…………… 19</p> <p> 参考資料1 改正河川法の概要…………… 20</p> <p> 参考資料2 点検における留意点…………… 23</p> <p> 参考資料3 樋門等構造物周辺の堤防の定点観測方法…………… 41</p>
	<p style="text-align: center;">資料等の引用について</p> <p>本マニュアルでは、国土交通省「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領 (H24.5)」、「堤防及び護岸点検結果評価要領(案) (H27.3)」、「樋門・樋管点検結果評価要領(案) (H27.3)」及び国土交通省HPより写真や資料等を引用(引用元の趣旨は変えずに一部編集を加えたものがある)している。</p>	<p style="text-align: center;">資料等の引用について</p> <p>本マニュアルでは、国土交通省「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領 (H24.5)」及び国土交通省HPより写真や資料等を引用(引用元の趣旨は変えずに一部編集を加えたものがある)している。</p>

1行追加

※ 参考資料番号又は図表番号のみが改正されたページの新旧対象表は省略。

ページ 番号	改正後 (平成27年4月版)	改正前 (平成26年3月版)																		
P1	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>1-1 目 的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県河川堤防等点検マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、河川堤防等を良好な状態に保ち公共の安全を保持することを目的として、点検の標準的な要領を示したものである。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 河川管理施設あるいは河道の治水・利水・環境保全に関わる機能に影響を及ぼしうる変状は、様々な要因により生じ、時期的、場所的な現れ方も多様である。そのため、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に基づいて、適切に点検を実施する必要がある。</p> <p>(2) また、平成25年6月には河川法が改正され、河川管理施設は適切な時期に適切な方法で点検を実施することが法的に義務付けられたところである（参考資料1参照）。</p> <p>(3) 本マニュアルは、河川堤防等有すべき所要の治水機能が確保されているかを把握するために行う目視を中心とした点検について、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（H24.5 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課）」、「<u>堤防及び護岸点検結果評価要領（案）（H27.3 国土交通省 水管理・国土保全局）</u>」、「<u>樋門・樋管点検結果評価要領（案）（H27.3 国土交通省 水管理・国土保全局）</u>」に準拠して愛媛県版として点検の標準的な要領を取りまとめたものである。</p> <p style="text-align: center;">表-解1.1 河川堤防等の点検における把握対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対 象</th> <th style="width: 30%;">有すべき所要の治水機能</th> <th style="width: 60%;">点検における把握対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防等 河川管理施設</td> <td>所要の機能を確保していること</td> <td>・施設そのものに生じた変状 ・施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河道変化の状況</td> </tr> <tr> <td>河道</td> <td>所要の流下能力を確保していること</td> <td>・河積の減少をもたらす河床変動の状況 ・流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  <p>図-解1.1 堤防点検状況（事例）</p> </div>	対 象	有すべき所要の治水機能	点検における把握対象	堤防等 河川管理施設	所要の機能を確保していること	・施設そのものに生じた変状 ・施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河道変化の状況	河道	所要の流下能力を確保していること	・河積の減少をもたらす河床変動の状況 ・流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>1-1 目 的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>愛媛県河川堤防等点検マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、河川堤防等を良好な状態に保ち公共の安全を保持することを目的として、点検の標準的な要領を示したものである。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 河川管理施設あるいは河道の治水・利水・環境保全に関わる機能に影響を及ぼしうる変状は、様々な要因により生じ、時期的、場所的な現れ方も多様である。そのため、河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に基づいて、適切に点検を実施する必要がある。</p> <p>(2) また、平成25年6月には河川法が改正され、河川管理施設は適切な時期に適切な方法で点検を実施することが法的に義務付けられたところである（参考資料1参照）。</p> <p>(3) 本マニュアルは、河川堤防等有すべき所要の治水機能が確保されているかを把握するために行う目視を中心とした点検について、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（H24.5 国土交通省河川環境課）」に準拠して愛媛県版として点検の標準的な要領を取りまとめたものである。</p> <p style="text-align: center;">表-解1.1 河川堤防等の点検における把握対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対 象</th> <th style="width: 30%;">有すべき所要の治水機能</th> <th style="width: 60%;">点検における把握対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤防等 河川管理施設</td> <td>所要の機能を確保していること</td> <td>・施設そのものに生じた変状 ・施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河道変化の状況</td> </tr> <tr> <td>河道</td> <td>所要の流下能力を確保していること</td> <td>・河積の減少をもたらす河床変動の状況 ・流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">  <p>図-解1.1 堤防点検状況（事例）</p> </div> <p style="text-align: center;">-1-</p>	対 象	有すべき所要の治水機能	点検における把握対象	堤防等 河川管理施設	所要の機能を確保していること	・施設そのものに生じた変状 ・施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河道変化の状況	河道	所要の流下能力を確保していること	・河積の減少をもたらす河床変動の状況 ・流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況
対 象	有すべき所要の治水機能	点検における把握対象																		
堤防等 河川管理施設	所要の機能を確保していること	・施設そのものに生じた変状 ・施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河道変化の状況																		
河道	所要の流下能力を確保していること	・河積の減少をもたらす河床変動の状況 ・流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況																		
対 象	有すべき所要の治水機能	点検における把握対象																		
堤防等 河川管理施設	所要の機能を確保していること	・施設そのものに生じた変状 ・施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河道変化の状況																		
河道	所要の流下能力を確保していること	・河積の減少をもたらす河床変動の状況 ・流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況																		

※ 参考資料番号又は図表番号のみが改正されたページの新旧対照表は省略。

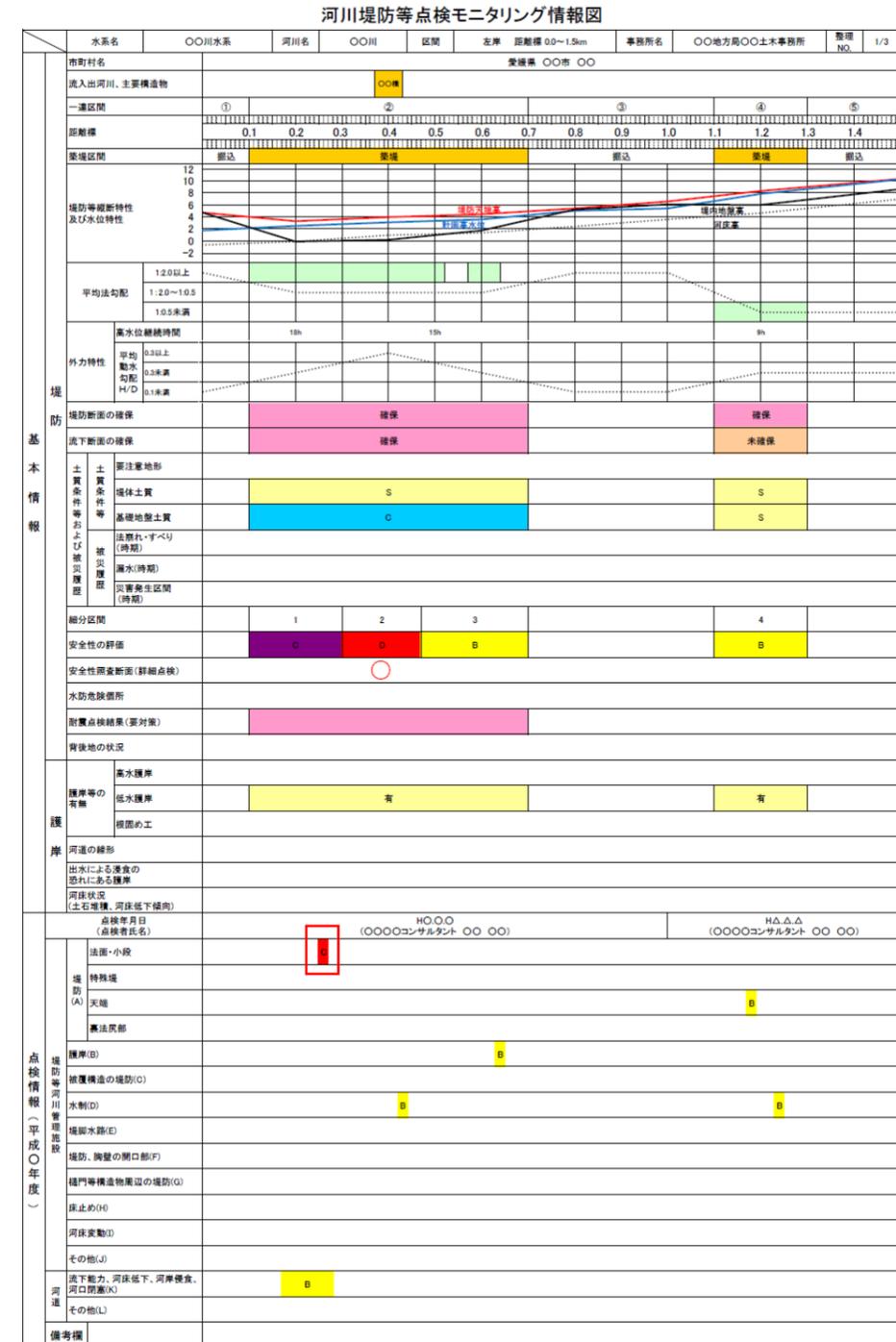
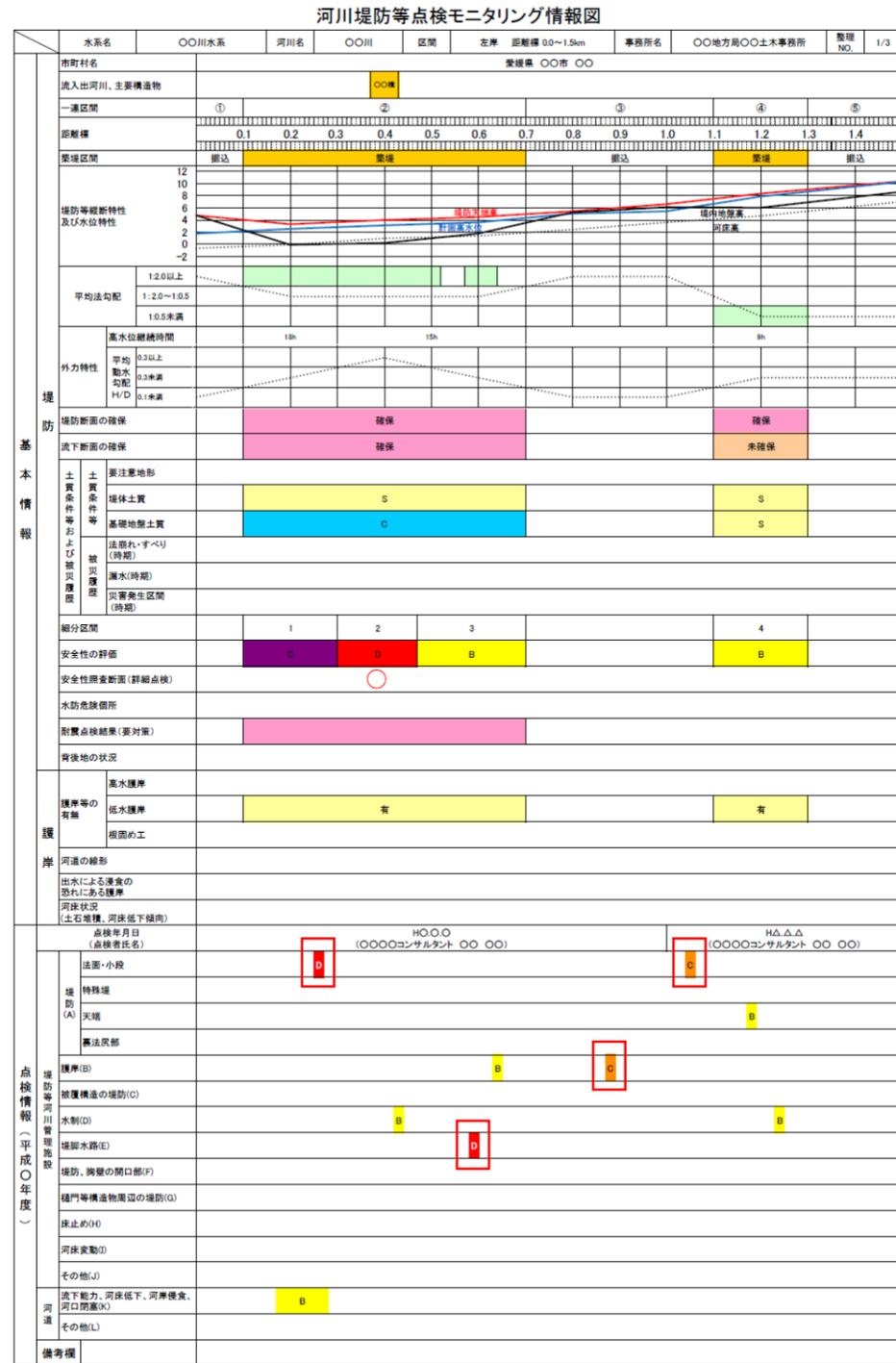
ページ 番号	改正後 (平成 27 年 4 月版)	改正前 (平成 26 年 3 月版)																																															
P7	<p>1-4 健全度の評価</p> <p>健全度は、下表に従い評価する。</p> <table border="1" data-bbox="439 436 1359 1087"> <thead> <tr> <th>健全度</th> <th>変状等の程度</th> <th>変状等の発生の有無</th> <th>河川堤防等の機能支障</th> <th>措置の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 異常なし</td> <td>・ 目視できる変状がない状態</td> <td>無</td> <td rowspan="2">無</td> <td rowspan="2">無</td> </tr> <tr> <td>・ 目視できる軽微な変状が確認されるが、河川堤防等の機能に支障が生じていない状態</td> <td>有 (軽微)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 要監視 段階</td> <td>・ 目視できる変状（軽微な補修を必要とする変状を含む）が確認されるが、河川堤防等の機能に支障は生じていない状態</td> <td>有</td> <td rowspan="2">無</td> <td rowspan="2">無</td> </tr> <tr> <td>・ 進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態</td> <td>有 (進行性)</td> </tr> <tr> <td>C 予防保全 段階</td> <td>・ 河川堤防等の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を行うことが望ましい状態</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>D 措置段階</td> <td>・ 河川堤防等の機能に支障が生じている状態 ・ 措置（修繕又は更新）が必要な状態</td> <td>有 (大)</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>【解説】</p> <p>(1) 河川堤防等の状態に影響を及ぼす出水等の外力は、発生頻度は低いものの規模が大きな外力であるため、河川堤防等の機能に支障が生じていない状態であっても、進行する可能性のある変状については、継続的に「監視」しておく必要がある。</p> <p>(2) また、現在の戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方として、施設の長寿命化や維持管理コストの削減を図るために「予防保全（施設の機能に支障が生じる前に修繕等の措置を行い、長期的な機能維持を経済的に行うこと。）」の推進が位置付けられている。</p> <p>(3) 以上を踏まえ、健全度はA（異常なし）とD（措置段階）に、B（要監視段階）及びC（予防保全段階）を加えた4段階で評価するものとする。</p> <p>(4) 健全度の評価は、参考資料2に示す健全度評価基準を参考に、対象とする河川堤防等の変状等の程度、設置目的及び機能への影響を総合的に考慮して決定するものとする。</p>	健全度	変状等の程度	変状等の発生の有無	河川堤防等の機能支障	措置の必要性	A 異常なし	・ 目視できる変状がない状態	無	無	無	・ 目視できる軽微な変状が確認されるが、河川堤防等の機能に支障が生じていない状態	有 (軽微)	B 要監視 段階	・ 目視できる変状（軽微な補修を必要とする変状を含む）が確認されるが、河川堤防等の機能に支障は生じていない状態	有	無	無	・ 進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態	有 (進行性)	C 予防保全 段階	・ 河川堤防等の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を行うことが望ましい状態	有	無	有	D 措置段階	・ 河川堤防等の機能に支障が生じている状態 ・ 措置（修繕又は更新）が必要な状態	有 (大)	有	有	<p>1-4 健全度の評価</p> <p>健全度は、下表に従い評価する。</p> <table border="1" data-bbox="1765 436 2686 940"> <thead> <tr> <th>健全度</th> <th>変状等の程度</th> <th>変状等の発生の有無</th> <th>対象とする河川堤防等の機能低下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>変状等が発生しておらず、河川堤防等が健全な状態</td> <td>無</td> <td rowspan="2">無</td> </tr> <tr> <td>軽微な変状等は発生しているが、河川堤防等の機能低下には当面至らない状態（非主要部材や付帯施設の変状など）</td> <td>有 (軽微)</td> </tr> <tr> <td>B (経過観察)</td> <td>変状等が発生し、河川堤防等の機能低下の進行が懸念される</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>C (要対策)</td> <td>大きな変状等が発生し、河川堤防等の機能が低下している状態</td> <td>有 (大)</td> <td>有 (大)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【解説】</p> <p>(1) 健全度はA、B又はCの3段階で評価するものとする。</p> <p>(2) 健全度の評価は、対象とする河川堤防等の変状等の程度、設置目的及び機能への影響を総合的に考慮して決定するものとする。</p>	健全度	変状等の程度	変状等の発生の有無	対象とする河川堤防等の機能低下	A	変状等が発生しておらず、河川堤防等が健全な状態	無	無	軽微な変状等は発生しているが、河川堤防等の機能低下には当面至らない状態（非主要部材や付帯施設の変状など）	有 (軽微)	B (経過観察)	変状等が発生し、河川堤防等の機能低下の進行が懸念される	有	有	C (要対策)	大きな変状等が発生し、河川堤防等の機能が低下している状態	有 (大)	有 (大)
健全度	変状等の程度	変状等の発生の有無	河川堤防等の機能支障	措置の必要性																																													
A 異常なし	・ 目視できる変状がない状態	無	無	無																																													
	・ 目視できる軽微な変状が確認されるが、河川堤防等の機能に支障が生じていない状態	有 (軽微)																																															
B 要監視 段階	・ 目視できる変状（軽微な補修を必要とする変状を含む）が確認されるが、河川堤防等の機能に支障は生じていない状態	有	無	無																																													
	・ 進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態	有 (進行性)																																															
C 予防保全 段階	・ 河川堤防等の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を行うことが望ましい状態	有	無	有																																													
D 措置段階	・ 河川堤防等の機能に支障が生じている状態 ・ 措置（修繕又は更新）が必要な状態	有 (大)	有	有																																													
健全度	変状等の程度	変状等の発生の有無	対象とする河川堤防等の機能低下																																														
A	変状等が発生しておらず、河川堤防等が健全な状態	無	無																																														
	軽微な変状等は発生しているが、河川堤防等の機能低下には当面至らない状態（非主要部材や付帯施設の変状など）	有 (軽微)																																															
B (経過観察)	変状等が発生し、河川堤防等の機能低下の進行が懸念される	有	有																																														
C (要対策)	大きな変状等が発生し、河川堤防等の機能が低下している状態	有 (大)	有 (大)																																														

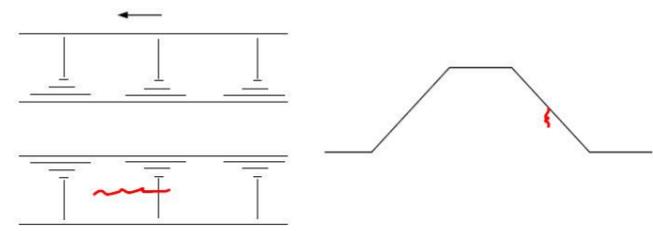
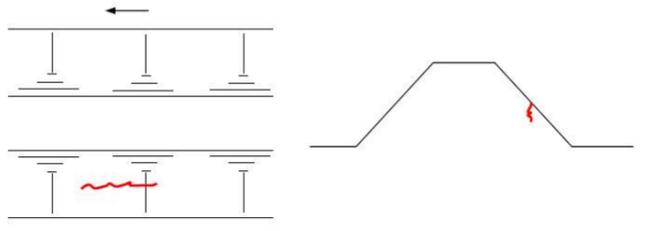
改正後
(平成27年4月版)

改正前
(平成26年3月版)

ページ
番号

P16



ページ 番号	改正後 (平成27年4月版)	改正前 (平成26年3月版)
P17	<p>河川堤防等点検変状箇所調査書</p> <p>健全度評価 D ○○地方局○○土木事務所</p> <p>変状箇所 堤防(法面・小段)</p> <p>点検項目 A-1(法面・小段の亀裂、陥没、はらみだし、法崩れ、寺勾配化、侵食等はないか)</p> <p>点検日 平成**年**月**日</p> <p>点検者 ○○コンサルタント ○○ ○○</p> <p>河川等級 二</p> <p>水系名 ○○川</p> <p>河川名 ○○川</p> <p>所在地 ○○市○○</p> <p>緯度 33.906533 (33度54分23.52秒)</p> <p>経度 133.11433 (133度6分51.59秒)</p> <p>位置図 </p> <p>◇ 状況図面</p>  <p>◇ 状況写真</p>  <p>◇ 変状内容</p> <p>堤内地の法面に幅3.0m、深さ0.5mの亀裂が発生。</p> <p>◇ 対策の実施状況</p> <p>実施年月日 平成**年**月**日</p> <p>実施方法 委託</p> <p>施行番号 *****-***-*****</p> <p>工事番号 ○○○第○号の○</p> <p>工事名 ○○○○○○工事</p> <p>実施者 ○○建設</p> <p>○○○○○により補修を実施。</p> <p>対策内容</p> <p>対策後写真</p> <p>備考</p> <p>※施行番号とは、対策を実施した工事の建設事業総合管理システムでの施行番号。</p>	<p>河川堤防等点検変状箇所調査書</p> <p>健全度評価 C ○○地方局○○土木事務所</p> <p>変状箇所 堤防(法面・小段)</p> <p>点検項目 A-1(法面・小段の亀裂、陥没、はらみだし、法崩れ、寺勾配化、侵食等はないか)</p> <p>点検日 平成**年**月**日</p> <p>点検者 ○○コンサルタント ○○ ○○</p> <p>河川等級 二</p> <p>水系名 ○○川</p> <p>河川名 ○○川</p> <p>所在地 ○○市○○</p> <p>緯度 33.906533 (33度54分23.52秒)</p> <p>経度 133.11433 (133度6分51.59秒)</p> <p>位置図 </p> <p>◇ 状況図面</p>  <p>◇ 状況写真</p>  <p>◇ 変状内容</p> <p>堤内地の法面に幅3.0m、深さ0.5mの亀裂が発生。</p> <p>◇ 対策の実施状況</p> <p>実施年月日 平成**年**月**日</p> <p>実施方法 委託</p> <p>施行番号 *****-***-*****</p> <p>工事番号 ○○○第○号の○</p> <p>工事名 ○○○○○○工事</p> <p>実施者 ○○建設</p> <p>○○○○○により補修を実施。</p> <p>対策内容</p> <p>対策後写真</p> <p>備考</p> <p>※施行番号とは、対策を実施した工事の建設事業総合管理システムでの施行番号。</p>

ページ 番号	改正後 (平成27年4月版)	改正前 (平成26年3月版)
P19	<p style="text-align: center;">参 考 資 料</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">参 考 資 料</div> <p>参考資料1 改正河川法の概要</p> <p><u>参考資料2 健全度評価基準</u></p> <p><u>参考資料3 点検における留意点</u></p> <p><u>参考資料4 樋門等構造物周辺の堤防の定点観測方法</u></p> <p style="text-align: center;">-19-</p>	<p style="text-align: center;">参 考 資 料</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">参 考 資 料</div> <p>参考資料-1 改正河川法の概要</p> <p>項目追加 } <u>参考資料-2 点検における留意点</u></p> <p><u>参考資料-3 樋門等構造物周辺の堤防の定点観測方法</u></p> <p style="text-align: center;">-19-</p>

